

平成24年度 第2回三郷市個人情報保護審議会 会議録

開催日時	平成25年1月21日(月) 10:00~11:00
開催場所	市役所本庁舎6階第1委員会室
委員の出席状況	
根本 賀章 会長	出席 岡庭 武利 委員 出席
田原 緑 副会長	出席 馬場 榮次 委員 出席
秋本 久次 委員	出席 平井 俊介 委員 出席
荒井 英理子 委員	欠席
事務局	野口企画総務部参事 総務課 妹尾課長補佐 荒木主査 高橋主事 坂本主事 企画調整課 上野係長
担当課 案件提出課	人事課 木原係長 村井主事 市民課 酒巻課長 島村課長補佐 健康推進課 原山係長 福田主査 子ども支援課 吉井主査 遠藤主事 クリーソライフ課 茂木主査 馬場主任 開発指導課 浅井課長補佐 教育総務課 井口主任 学務課 近藤係長
1	開会 事務局妹尾総務課長補佐から開会宣言 10:00開会 会長あいさつ
2	前回の会議録の署名 根本会長、秋本委員、岡庭委員が署名
3	審議 (1) 諮問事項 ・ 諮問第17号~第36号について (2) 報告事項 ・ 報告第2号~第3号について
4	事務局連絡事項
5	閉会

( 会長挨拶 )

### 3 審議

( 1 ) 諮問事項 諮問第 17 号から諮問第 36 号まで事務局から概要説明  
質疑

田原副会長： 諮問第 21 号についてお聞きします。外部委託記録票の委託の条件に、再委託の禁止が含まれていませんが、再委託が予定されている業務なので  
すか。

事務局： 保健指導の業務は、三郷市医師会やその他民間の実施機関に委託を行う  
予定ですが、委託先におきましても実施機関と評価機関で分かれて情報を  
取扱うことが予想されますので、再委託の禁止は委託条件に含まれており  
ません。

秋本委員： 同じく諮問第 21 号についてお聞きします。委託の条件にその他の項目  
がありますが、予想される条件というものが分かればお示し頂ければと思  
うのですが、いかがでしょうか。

原山係長： 業務委託契約の仕様書に保健指導従事者の制限という委託条件がござい  
まして、その内容がその他の項目に含まれます。

事務局： その他の項目につきましては、事務局も記入について指導を行っており  
ませんでした。今後は審議会の場でお示しできるよう指導等を徹底してま  
いりたいと思います。

岡庭委員： 諮問第 17 号、第 23 号についてお聞きします。個人情報の記録の内容  
について、紙と電算で保管する情報と紙のみで保管する情報がありますが、  
紙のみでの保管は必要なのでしょうか。

木原係長： 第 17 号の業務につきましては、紙のみで保管する情報は、臨時職員を  
採用する際の履歴書が該当します。その中で賃金計算等に必要な内容につ  
きましては、電算での保管も行います。

吉井主査： 第 23 号の業務につきましては、オンラインシステムに入力する必要の  
ない情報は、紙のみの保管になります。

田原副会長： 同じく諮問第23号についてお聞きします。個人情報の記録の内容に日常生活動作の状況という項目がありますが、具体的にどのような内容の情報を収集するのですか。

吉井主査： 申請を受けた際の窓口対応において、日中や夜間の活動などをお聞きした内容等が記録する情報となります。

秋本委員： 同じく諮問第23号についてお聞きします。個人情報の記録の内容に戸籍の情報が登録されていますが、なぜ戸籍の情報が必要なのですか。

吉井主査： 申請の段階で戸籍謄本が必要であること、また、申請者が引っ越ししてしまった場合に、本籍地に住所確認を行う等の調査が必要になりますので、戸籍の情報を登録しております。

根本会長： 諮問第17号から第19号についてお聞きします。各課で行っていた業務を一括して行うとありますが、これまで各課で保管していた情報はどのように扱いますか。また、諮問第36号について、越谷保健所から草加保健所に移る際に、情報は全て草加保健所に移管されるのでしょうか。それとも越谷保健所では別に期間を定めて情報を保管するのでしょうか。

木原係長： 諮問第17号から第19号までについてお答えします。臨時職員の賃金計算は、システムへのデータ入力により行います。臨時職員の雇用は引き続き各課で行いますので、各課は、情報を所有し続けることとなります。

近藤係長： 諮問第36号についてお答えします。健診についての対策委員会を保健所と合同で行っているのですが、事前に資料を配布し、委員会終了後に資料を全て回収しておりますので、保健所で文書の保管は行いません。

岡庭委員： 同じく諮問第17号についてお聞きします。個人情報収集の追加項目として、親族等の情報がありますが、なぜこの情報が必要なのですか。

木原係長： 賃金計算を一括で行うことに伴い、臨時職員の年末調整を今後行う予定です。そのため、配偶者や扶養等の情報が必要になりますので、追加の登録を行っております。

岡庭委員： では、収入の状況の項目で収集する情報は、臨時職員本人のものですか、それとも家族の収入になりますか。

木原係長： 配偶者や扶養者の方の収入になります。

根本会長： 他に質問はございますか。無いようでしたら諮問を承認することで異議

なしと認め、承認することといたします。続いて報告事項が2件ございますので、事務局から説明をお願いします。

(2) 報告事項 報告第2号及び第3号について事務局から概要説明  
質疑

根本会長：何か質問はございますか。無いようでしたら報告を受理することといたします。続いて事務局からの連絡事項をお願いします。

4 事務局連絡事項

事務局：三郷市では、船橋市の情報漏えい事件を受け、昨年12月下旬と1月に臨時・嘱託職員を含む全職員を対象とした守秘義務及び個人情報保護に関する研修を主な内容として、情報漏えいと人権侵害に関する事例、地方公務員としての守秘義務の徹底、個人情報の取扱い方、セキュリティポリシーをテーマに実施いたしました。受講率は、おおよそ90%となっております。今後もこのような研修を行い、職員の意識向上と周知徹底を図ってまいります。

平井委員：三郷市個人情報保護条例の守秘義務は、退職された職員も対象になりますか。

事務局：はい、退職者も対象になります。

平井委員：退職者の方には、今回の研修の通知等を行いましたか。

事務局：研修は現職の職員のみ受講となりますので、退職者への通知は行っていませんが、退職後に再任用となった職員については、研修を受講されています。

馬場委員：三郷市では何か情報漏えい事件が発生したことはありますか。

事務局：通知の誤配送を行ってしまったというケースが数年前にありましたが、職員が故意に漏えいを行ったという事件はありません。

根本会長：他に質問はございますか。無ければ引き続き事務局から連絡をお願いします。

事務局： 次回の審議会の日程ですが、平成25年7月8日(月)曜日午前10時から  
を提案させていただきます。ご都合いかがでしょうか。

根本会長： 皆様よろしいでしょうか。ご意見が無ければこの案を了承し、次回は平成25年7月8日(月)曜日午前10時からといたします。

事務局： 慎重なご審議ありがとうございました。それでは、田原副会長より閉会  
のご挨拶をお願いいたします。

田原副会長： 皆様お疲れさまでした。これで平成24年度第1回個人情報保護審議  
会を閉会いたします。

署名欄	会長	根本 賀章
	署名委員	田原 緑
	署名委員	馬場 榮次